豊島区会計年度任用職員（図書館司書）採用選考 実施要項

令和 8 年 11 月 15 日

豊島区

この要項は、豊島区において図書館司書として勤務する会計年度任用職員を採用するためのものです。

1. 任用予定数及び主な職務内容

区分：会計年度任用職員
職名：図書館司書
任用予定数：若干名
主な職務内容：

- 図書館の各業務（収書業務、資料提供業務、館内サービス、館外サービス等）に関すること
- ＰＣを用いたデータ入力及び資料作成、電話応対、窓口業務、講演会や資料展示等の事業運営
- その他図書館運営上必要と認められる事務作業を含む業務

2. 勤務条件等

(ア) 任用予定日　令和 9 年 4 月 1 日以降

(イ) 任用期間　令和 9 年 4 月 1 日以降から令和 10 年 3 月 31 日まで
※ 勤務成績が良好な場合、公募によらず、再度の任用を行うことがあります。
（再度の任用の上限回数：なし）
※ 欠員状況に応じて任用期間が異なる場合があります。

(ウ) 条件付採用期間　原則 1 ヶ月
※ 任用の都度、条件付採用期間があります。
※ 最初の 1 ヶ月の勤務日数が 15 日未満の場合は、15 日に達するまで条件付採用期間が引き続きます。

(エ) 勤務日数　月 16 日勤務（土・日・祝日勤務あり）

(オ) 勤務時間　1 日 7 時間 45 分（休憩時間除く）
（午前 8 時から午後 8 時 15 分の間で指定）

(カ) 勤務場所　豊島区立図書館（中央図書館・巣鴨図書館・千早図書館）

(キ) 時間外労働　原則なし
※ ただし、区民対応等緊急時に可能性あり

(ク) 報酬額　月額　241,000 円程度（地域手当相当報酬を含む令和 8 年度の報酬月額）
※ 条例等の定めるところにより金額が変更される場合があります。
※ 支給日は、原則毎月 15 日です。
※ 通勤手当、期末手当、勤勉手当等を別途支給します。

※　支払方法は、口座振替（本人名義のものに限ります）です。

(ケ) 休暇制度等　　勤務条件に応じて以下の休暇が付与されます。
年次有給休暇、公民権行使等休暇、育児時間、災害休暇、病気休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、生理休暇等

(コ) 社会保険制度　　各法令に規定されている加入要件を満たすと、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入する必要があります。

(サ) 服務　　地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。
服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止

(シ) その他　　災害時、その他緊急時対応が必要な場合、職務内容以外の業務を行う可能性があります。

3. 応募資格

令和８年 11 月 15 日現在、図書館法第５条の司書の資格を有する方

※　地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

＝地方公務員法第 16 条（欠格条項）＝

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることはできない。

１　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

4. その他

(ア) こども性暴力防止法に基づく対応について

令和８年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者は、本職に従事することができません。また、採用に際して、豊島区はこども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行います。なお、採用に至るまでの過程で特定性犯罪前科について虚偽の申告をした場合、内定の取消事由となります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」については、別紙１を参照

(イ) 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について

豊島区では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づき、公正な職員採用活動の実施とセクシュアルハラスメントの防止に努めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設けています。詳細は区ホームページ（https://www.city.toshima.lg.jp/598/kuse/jinji/harassment/sekuhara.html）をご覧ください。

5. 選考方法、選考日等

(ア) 一次選考（書類審査）

提出書類を審査し、一次選考合格者を決定します。

(イ) 二次選考（面接）

- 選考日　：令和 8 年 12 月 21 日（月）
- 選考会場：選考会場および集合時間は、一次選考結果を送付の際にお知らせします。

(ウ) 合格発表

- 一次選考：令和 8 年 12 月中旬発送予定
- 二次選考：令和 8 年 12 月下旬発送予定

※　各選考とも合否にかかわらず受験者全員に通知します。

6. 合格者の取扱

合格者は高得点順に採用候補者名簿に登載し、欠員状況に応じて採用します。
採用予定者には、健康診断を受診していただきます。

7. 申込手続

【提出書類】

①豊島区会計年度任用職員（図書館司書）採用選考申込書（写真貼付）
②豊島区会計年度任用職員（図書館司書）採用選考自己申告書
③豊島区会計年度任用職員（図書館司書）採用選考課題解答用紙
④返信用封筒（長 3 定型サイズに宛先を記入・切手不要）
⑤司書資格を証明するものの写し

【申込方法】

《郵送申込》令和 8 年 11 月 15 日（日）から令和 8 年 11 月 30 日（月）午後 5 時必着

※　郵送の場合は、封筒の表に「豊島区会計年度任用職員採用選考申込」と赤字で明記し、必ず簡易書留によりお送りください。簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。

《持参申込》令和 8 年 11 月 15 日（日）から令和 8 年 11 月 30 日（月）

※　持参申込の受領時間は、午前 10 時から午後 5 時までとなります。

《申込・問い合わせ先》　〒170-8442　豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 5 階
豊島区立中央図書館 管理グループ　会計年度任用職員担当

※　申込期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受領しません。
※　申込書類は一切返却いたしませんのでご了承ください。
※　当該募集時の個人情報は、当区の会計年度任用職員の採用に関する業務のみ使用します。また取り扱いについて、豊島区個人情報保護条例に基づき適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。
※　選考の内容に係るお問い合わせにはお答えできません。

別紙１

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。